

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	上下水道部上水道課	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	給水装置窓口業務委託	
業 務 の 概 要	(1) 修繕工事待機業務 ・年間を通じ、水道配水管及び給水装置の漏水等の事故に対し、常に修繕体制を整え、随時修繕対応を行う。 (2) 給水装置工事受付業務 ・給水装置工事申込み等に係る窓口対応及び添付書類の記載内容等を点検し、受付業務を行う。 (3) 漏水等受付業務 ・公道側・屋内側を問わず年間を通じ、水道利用者から寄せられる漏水等の事故に対し、受付から修繕手配等の対応を行う。	
契約金額(税込)	16,280,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市管工事業協同組合	
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令21条の13第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	・市内全域に及ぶ配水管及び給水管の老朽化による自然漏水や、工事等において水道施設に損傷が発生した際には、迅速かつ適正な対応が必要とされると共に年間を通じて常に修繕体制を整えておく必要があります。 ・尾張旭市管工事業協同組合においては、市内に精通し、また、当市の指定給水装置工事業業者で組織する組合であることから緊急修繕の経験や実績も十分に有り、年間を通じ24時間の修繕体制を整えることができる機関であります。 ・上記業務が実施できる相手方が外に見当たらないため、随意契約を締結するものです。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は上下水道部上水道課です。